

千葉県在宅医療推進連絡協議会 設置要綱

平成28年11月11日制定

1 目 的

本県の在宅医療の推進に向けて関係者の連携強化を図るため、千葉県在宅医療推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

この協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関の性質を有しない。

2 所掌事務

協議会は、在宅医療に関する連携体制構築に向けて、関係者間で意見交換を行うとともに、県の取組に対して必要な助言を行う。

（注）千葉県保健医療計画の策定にあたり、在宅医療に関する有識者への意見を伺う場としても活用する

3 組 織

協議会の構成員及び定数は、別表に掲げるとおりとする。

4 会長及び副会長

- （1）協議会に会長及び副会長を各1名置く。
- （2）会長及び副会長は前条の構成員の互選により、これを定める。
- （3）会長は協議会の議長となり、協議会を総括する。
- （4）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会 議

- （1）協議会は、必要に応じて、健康福祉部医療整備課長が招集する。
- （2）協議会は、会長が必要と認めるときに、関係者及び関係職員をオブザーバーとして出席を求めることができる。

6 庶 務

会議の庶務は、健康福祉部医療整備課において行う。

7 その他

その他協議会に関し必要な事項は、必要に応じて県が別に定める。

8 失 効

この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

別表

構成員	定数
千葉県医師会が指定する者	３名以内
全国在宅療養支援医協会が指定する者	１名
千葉県歯科医師会が指定する者	２名以内
千葉県薬剤師会が指定する者	２名以内
千葉県看護協会が指定する者	１名
千葉県訪問看護ステーション協会が指定する者	１名
千葉県リハビリテーション専門職協会が指定する者	１名
千葉県歯科衛生士会が指定する者	１名
千葉大学医学部附属病院が指定する者	１名
千葉県医療ソーシャルワーカー協会が指定する者	１名
千葉県介護支援専門員協議会が指定する者	１名
在宅医療・介護連携推進事業実施主体（市）	１名
在宅医療・介護連携推進事業実施主体（町村）	１名
千葉県健康福祉部保健医療担当部長	—
千葉県保健所長会が指定する者	１名

附則 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年１２月１６日から施行する。

附則 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。